

別表十六(五)

30欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十六(五) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1								
構造	2								
細目	3								
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
耐用年数	6	年	年	年	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引取得価額 (7)-(8)	9								
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
期末現在の積立金の額	11								
積立金の期中取崩額	12								
差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	14								
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
合計 (13)+(14)+(15)	16								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17								
旧定率法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額	18								
旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)-(9)× $\frac{100}{100}$	19								
旧定額法の償却率	20								
旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21		円						円
旧定率法の償却率	22								
算出償却額 (19)×(20)又は(21)×(22)	23		円						円
定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24								
定額法の償却率	25								
定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	26		円						円
定率法の償却率	27								
算出償却額 (24)×(25)又は(26)×(27)	28		円						円
当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)	29								
特別償却限度額	30	(外)		(外)		(外)		(外)	
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31								
合計 (29)+(30)+(31)	32								
差引取得価額×50% (9)× $\frac{50}{100}$	33								
当期償却可能限度額	34								
当期の通常償却額 (32)又は(34)のうち少ない金額	35								
取り替えた新たな資産に係る損金算入額	36								
償却限度額 (35)+(36)	37								
当期償却額	38								
償却不足額 (37)-(38)	39								
償却超過額 (38)-(37)	40								
前期からの繰越額	41	外						外	
当期認められる償却不足によるもの	42								
積立金取崩しによるもの	43								
差引合計翌期への繰越額 (40)+(41)-(42)-(43)	44								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((39)-(42))と(30)+(31)のうち少ない金額	45								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46								
差引翌期への繰越額 (45)-(46)	47								
翌期繰越額の	48	平	・	平	・	平	・	平	・
当期分不足額	49								
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((39)-(42))と(30)のうち少ない金額	50								
備考									

P67~P70参照

P70参照

○ 別表十六(五)「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等 を取得した場合の特別償却	第 68 条の 10 第 1 項第 1 号	10012	「30」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 1 号)	10013	
	第 68 条の 10 第 1 項第 2 号	10016	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 2 号)	10017	
	第 68 条の 10 第 1 項第 3 号	10020	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 3 号)	10021	
	第 68 条の 10 第 1 項第 4 号	10024	
	第 68 条の 10 第 6 項 (同条第 1 項第 4 号)	10025	
中小連結法人が機械等 を取得した場合の特別償却	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)	10030	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)	10033	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)	10036	
	第 68 条の 11 第 1 項 (第 42 条の 6 第 1 項第 4 号)	10039	
事業基盤強化設備等 を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 1 号	10044	
	第 68 条の 12 第 1 項第 2 号	10047	
	第 68 条の 12 第 1 項第 3 号	10050	
	第 68 条の 12 第 1 項第 4 号	10053	
	第 68 条の 12 第 1 項第 5 号	10056	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 68 条の 12 第 1 項第 6 号	10059	「30」の欄の金額（区分ごとの合計）
	第 68 条の 12 第 1 項第 7 号	10062	
	第 68 条の 12 第 1 項第 8 号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 14 第 1 項	10081	
公害防止用設備の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 1 号	10086	
船舶の特別償却	第 68 条の 16 第 1 項第 2 号	10089	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 68 条の 17 第 1 項	10092	
地震防災対策用資産の特別償却	第 68 条の 19 第 1 項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 68 条の 20 第 1 項	10098	
事業革新設備等の特別償却	第 68 条の 21 第 1 項	10101	
	第 68 条の 21 第 2 項	10104	
	第 68 条の 21 第 3 項	10107	
共同利用施設の特別償却	第 68 条の 24 第 1 項	10110	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 68 条の 26 第 1 項	10113	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項（第 45 条第 1 項第 1 号イ）	10116	
	第 68 条の 27 第 1 項（第 45 条第 1 項第 1 号ロ）	10119	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ハ)	10122	「30」の欄の金額 (区分ごとの合計)
	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 1 号ニ)	10125	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 2 号)	10128	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 3 号)	10131	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 68 条の 27 第 1 項 (第 45 条第 1 項第 4 号)	10134	
医療用機器等の特別償却	第 68 条の 29 第 1 項第 1 号	10137	
	第 68 条の 29 第 1 項第 2 号	10140	
	第 68 条の 29 第 1 項第 3 号	10143	
	第 68 条の 29 第 2 項	10146	
	第 68 条の 29 第 3 項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 68 条の 30 第 1 項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 68 条の 31 第 1 項	10155	
	第 68 条の 31 第 2 項第 1 号	10158	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 68 条の 31 第 2 項第 2 号	10161	
	第 68 条の 31 第 2 項第 3 号	10164	
	第 68 条の 31 第 2 項第 4 号	10167	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 68 条の 32 第 1 項	10170	「30」の欄の金額（区分ごとの合計）
事業所内託児施設等の割増償却	第 68 条の 33 第 1 項	10173	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第 68 条の 34 第 1 項	10176	
特定再開発建築物の割増償却	第 68 条の 35 第 1 項	10179	
倉庫用建物等の割増償却	第 68 条の 36 第 1 項	10182	

○ 別表十六(五)「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第 68 条の 40 第 1 項」(特別償却不足額) 又は「第 4 項」(合併等特別償却不足額)	10186	「31」の欄の金額（区分ごとの合計）